

令和6年度 島根県交通安全県民運動  
令和6年春の全国交通安全運動島根県実施要領

**第1 目的**

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

**第2 期間**

- 1 運動期間 令和6年4月6日（土）から同月15日（月）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日（全国一斉） 4月10日（水）

**第3 一斉行動の日**

令和6年4月8日（月）

**第4 主唱**

島根県交通安全対策協議会

（島根県、市町村、島根県警察本部、島根県教育委員会、（一財）島根県交通安全協会ほか）

**第5 推進（協賛）機関・団体**

別表のとおり

**第6 運動重点**

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等<sup>※</sup>利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

※ 本要領において「電動キックボード等」とは、道路交通法で規定する「特定小型原動機付自転車」に該当するものをいう。

**第7 運動の進め方**

推進（協賛）機関・団体は、相互に連携を密にして、地域の交通実態やそれぞれの組織の特性に応じた具体的な実施計画を策定するとともに、傘下団体に対し、運動の目的や重点等を周知し、県民参加型のきめ細かな運動を展開し、真に県民総ぐるみの運動として効果が上がるように努める。

また、各種広報媒体を活用し、広く県民に浸透する広報啓発活動を展開する。

## 第8 推進事項

運動重点・推進事項	
1	<b>こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践</b> <b>【歩行者の交通ルール遵守の徹底】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 横断歩道の利用や車両の直前直後の横断禁止、信号遵守など交通ルールの周知と、自身を守るための安全行動として、手を上げるなど横断する意思表示の励行や横断中の安全確認の徹底を促す呼び掛けの推進</li><li>○ 家庭や教育現場における、こどもに対する道路の安全な通行に関する教育の推進</li><li>○ 歩行者が関係する交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育の推進</li></ul> <b>【歩行者の安全の確保】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における交通安全指導、保護・誘導活動の推進</li><li>○ 「通学路交通安全プログラム」等に基づく関係機関・団体が連携した安全点検の実施と点検結果を踏まえた対策の推進</li><li>○ 夕暮れ時や夜間歩行中における反射材着用の促進</li></ul>
2	<b>歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行<sup>※1※2</sup></b> <b>【歩行者優先意識の徹底】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ こどもや高齢者、障がい者の歩行者に対する保護意識の徹底</li><li>○ 横断歩道手前での減速や歩行者優先義務の遵守等による横断者保護の徹底</li><li>○ 歩行者保護意識の醸成と徹底を図るための交通安全教育や広報啓発の推進</li></ul> <b>【「思いやり・ゆずり合い」運転の励行】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ こどもや高齢者、障がい者、他の車両等に対する「思いやり・ゆずり合い」運転の励行</li><li>○ 交差点におけるこどもや自転車の飛び出し、歩行者の通行車両の直前直後の横断や横断歩道外の横断など、危険を予測する運転の励行</li><li>○ 夜間、対向車や先行車がない時のハイビーム（上向きライト）へのこまめな切り替え</li><li>○ スマートフォンの使用やカーナビの画面注視などによる「ながら運転」の危険性の周知</li><li>○ ドライブレコーダー映像や交通事故事例を活用した交通安全教育の推進</li></ul>
3	<b>自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守</b> <b>【自転車・電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」<sup>※3</sup>を活用した交通ルールの広報啓発と遵守についての指導の徹底</li><li>○ 二人乗りや並進、飲酒運転、スマートフォン・イヤホン等使用運転等の禁止と危険性の周知徹底</li><li>○ 歩道通行は例外であること、通行時には歩行者を優先することの徹底</li><li>○ 電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールについての広報啓発の推進</li></ul> <b>【利用者の安全の確保】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 乗車用ヘルメットの被害軽減効果の周知と着用促進</li><li>○ 乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用することの啓発の推進。</li><li>○ 自転車に幼児を同乗させる場合のシートベルト・ヘルメット着用の徹底と、幼児2人同乗用自転車の安全利用の促進</li><li>○ 自転車利用者に対する「TSマーク制度（付帯保険）」や「サイクル安心保険」等の傷害保険・損害賠償責任保険<sup>※4</sup>の周知と加入促進と、電動キックボード等利用者に対する「自賠償保険」加入義務の周知</li><li>○ 販売事業者等と連携した利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進</li></ul>

※「幼児」とは6歳未満、「高齢者」とは65歳以上のものをいう。

### ※1 横断歩道等における歩行者の優先

【歩行者や自転車が横断歩道等を渡ろうとしているときは、車は必ず止まって譲りましょう！】

・歩行者が横断歩道を、自転車が自転車横断帯を渡ろうとしているときは、自動車はその横断歩道や自転車横断帯の手前で一時停止して、その歩行者や自転車の横断を妨げないようにしなくてはなりません。（道路交通法第38条後段）

・歩行者は、道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。



■信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況  
※日本自動車連盟（JAF）の調査結果より

### ※2 『思いやり・ゆずり合い運転』のポイント

#### 【一般のドライバーの方】

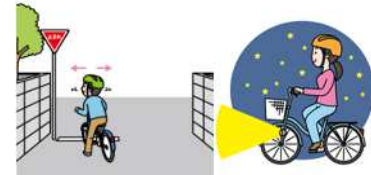
- ・危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離をとって運転しましょう。
- ・ほかの車の前方に急に割り込んだり、並進している車に幅寄せをしたりしてはいけません。
- ・みだりに進路変更をしてはいけません。進路を変更するときは、バックミラーや目視で安全を確認してから変更しましょう。
- ・追越しなどでやむを得ない場合のほかは、同一方向に2つの車線があるときは左側の車線を通行しなければなりません。3つ以上の車線があるときは、最も右側の車線は追越しのため空けておき、速度の遅い車が左側、速度が速くなるにつれて順次右側寄りの車線を通行しましょう。ただし、標識や標示によって通行区分が示されているときは、それに従いましょう。

#### 【仕事で車を使うドライバーの方】（上記ポイントを含む。）

- ・他の運転者の模範となるような運転をしましょう。
- ・多忙、長時間の運転等により集中力が欠如して、運転操作がおろそかにならないようにしましょう。
- ・時間的な制約により焦りが生じやすいことから、時間に余裕を持った計画的な運転を心掛けましょう。

### ※3 『自転車安全利用五則』（令和4年11月1日 交通対策本部決定）

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



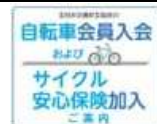
### ※4 『自転車保険』の例

#### 1 『TSマーク制度（付帯保険）』

自転車安全整備士が点検・整備した普通自転車に貼付されるマークで、点検日から1年間有効の傷害保険・賠償責任保険が付加される。加入には点検・整備費が必要。



	傷害補償	賠償責任補償
補償内容	●死亡	●死亡
	●重度後遺障害（1～4級）	●重度後遺障害（1～7級）
	●入院加療15日以上の傷害	●限度額 1億円
	一律 100万円	一律 10万円



#### 2 『サイクル安心保険』

全日本交通安全協会の自転車保険制度

詳細は検索、   または [こちらから↑](#)

※ このほか、各損害保険会社の自転車保険（個人損害賠償責任保険や傷害保険）や、自動車保険・火災保険等の特約もあります。

### 令和5年度交通安全ポスターコンクール入賞作品



深石 侑希 さんの作品  
（島根県立東部高等技術高）  
島根県交通安全協会主催



佐々木 雪月 さんの作品  
（江津市立高角小学校1年）  
J A 共済主催

別表

推進（協賛）機関・団体

（順不同）

<p>（ 推進 機 関 ・ 団 体 ）</p> <p>島 根 県 警 察 本 部</p> <p>島 根 県 教 育 委 員 会</p> <p>島 根 県 労 働 局</p> <p>中国運輸局島根運輸支局</p> <p>国土交通省松江国道事務所</p> <p>国土交通省浜田河川国道事務所</p> <p>島 根 県 市 長 会</p> <p>島 根 県 町 村 会</p> <p>島根県市町村教育長会</p> <p>島根県交通安全協会</p> <p>島根県高速道路交通安全協議会</p> <p>島根県安全運転管理者協会</p> <p>自動車安全運転センター島根県事務所</p> <p>島根県指定自動車教習所協会</p> <p>島根県地域交通安全活動推進委員協議会</p> <p>自動車事故対策機構島根支所</p> <p>島根県系統農協・警察防犯対策協議会</p> <p>島根県交通安全母の会連合会</p> <p>島 根 県 連 合 婦 人 会</p> <p>日本自動車連盟島根支部</p> <p>島根県社会福祉協議会</p> <p>島根県老人クラブ連合会</p> <p>島根県保育協議会</p> <p>島根県消防協会</p> <p>島根県公民館連絡協議会</p> <p>島根県旅客自動車協会</p> <p>島根県トラック協会</p> <p>島根県建設産業団体連合会</p> <p>島根県二輪車普及安全協会</p> <p>島根県自動車整備振興会</p> <p>島根県自動車販売協会</p> <p>島根県軽自動車協会</p> <p>軽自動車検査協会島根事務所</p> <p>島根県中古自動車販売協会</p> <p>島根県自転車軽自動車商協同組合</p> <p>島根県石油商業組合</p> <p>日本労働組合総連合会島根県連合会</p> <p>島 根 県 連 合 青 年 団</p> <p>島 根 県 友 愛 会</p>	<p>島根県交通運輸産業労働組合協議会</p> <p>島根県商工会議所連合会</p> <p>島根県商工会連合会</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社米子支社</p> <p>一畑電車株式会社</p> <p>一畑バス株式会社</p> <p>石見交通株式会社</p> <p>島根県公立高等学校長協会</p> <p>島根県小学校長会</p> <p>島根県中学校長会</p> <p>島根県私立中学高等学校連盟</p> <p>島根県国公立幼稚園・こども園長会</p> <p>島根県特別支援学校長会</p> <p>島根県高等学校PTA連合会</p> <p>島根県PTA連合会</p> <p>島根県幼稚園・こども園PTA連合会</p> <p>島根県旅館ホテル生活衛生同業組合</p> <p>島根県飲食業生活衛生同業組合</p> <p>日本自動車旅行ホテル協会島根支部</p> <p>島 根 県 病 院 協 会</p> <p>島根県小売酒販組合連合会</p> <p>（ 協 賛 団 体 ）</p> <p>日本道路交通情報センター松江センター</p> <p>朝日新聞松江総局</p> <p>N H K 松 江 放 送 局</p> <p>工 フ エ ム 山 陰</p> <p>共同通信社松江支局</p> <p>山 陰 中 央 新 報 社</p> <p>T S K さ ん い ん 中 央 テ レ ビ</p> <p>B S S 山 陰 放 送</p> <p>産 経 新 聞 社</p> <p>時事通信社松江支局</p> <p>新 日 本 海 新 聞 社</p> <p>中 国 新 聞 社</p> <p>日 本 海 テ レ ビ</p> <p>日本経済新聞社松江支局</p> <p>毎日新聞松江支局</p> <p>読 売 新 聞 松 江 支 局</p> <p>島 根 日 日 新 聞 社</p> <p>島根県ケーブルテレビ協議会</p>
--	---